

新型インフルエンザワクチンの接種について

1 趣 旨

新型インフルエンザについては、多くの感染者は軽症で回復しているが、妊婦や基礎疾患を有する者に重症化する事例が見られる。

このため、新型インフルエンザワクチンの接種は、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのための必要な医療を確保することを目的として実施されるものである。

一方で、個人の重症化予防を目的に行われるものであり、実費負担が原則であるが、経済的理由により接種できない者が重症化することを防ぐことを目的に、国は、低所得者への負担軽減措置を実施することとしている。

2 優先的に接種する対象者

○優先接種

①医療従事者（新型インフルエンザ患者を直接診療する者）

②基礎疾患を有する者

③妊婦

④1歳から小学校3年生に相当する年齢の小児

⑤1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち、身体的な理由により予防接種が受けられない者の保護者等

○その他

①小学校4年生以上、中学生、高校生の年齢に相当する年齢の者

②65歳以上の者

3 接種時期

10月19日の週～・・・医療従事者

11月中旬～・・・基礎疾患を有する者等

4 接種費用

6,150円（2回接種の費用）

5 負担軽減措置

①実施主体

市町村

②負担軽減対象者

優先的に接種する対象者のうち

・生活保護世帯の者

・市町村民税非課税世帯の者

③実施方法

現物給付を基本とする

6 今後の接種スケジュール

・10月14日～ 卸業者から医療機関へワクチン配送（第1回配送分）

・10月19日の週～

ワクチンが医療機関へ到着次第、医療従事者へのワクチン接種開始

・11月中旬～ 妊婦、基礎疾患を有する者等へのワクチン接種開始